

○能代市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 一 部 改 正)

平成 2 1 年 6 月 2 3 日

告示第 1 0 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、能代市耐震改修促進計画に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するために実施する、能代市木造住宅耐震診断支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 一 部 改 正)

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者をいう。
- (3) 木造戸建住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものをいう。）を含む。）をいう。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 令 8 告 示 9 0 ・ 一 部 改 正)

(対象住宅)

第 3 条 事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 能代市内に存すること。
- (2) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造戸建住宅であること。
- (3) 昭和 5 6 年 6 月 1 日から平成 1 2 年 5 月 3 1 日までの間に増築工事を着工している場合は、当該工事による増築部分の床面積が昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された部分の延べ面積の 2 分の 1 を超えていないこと。
- (4) 平成 1 2 年 6 月 1 日以後に増築工事を着工していないこと。
- (5) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
- (6) 地上階数が 3 以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (7) 過去にこの告示による耐震診断を実施していないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(平30告示92・令8告示90・一部改正)

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 対象住宅を所有（共有し、又は所有していると認められる場合を含む。）する個人であること。ただし、当該個人が死亡している場合は、当該個人の相続の権利を有する個人であること。

(2) 本市の市税等を滞納していないこと。

(平30告示92・令8告示90・一部改正)

(事業の実施)

第5条 市長は、予算の範囲において、対象住宅の耐震診断を行う。

2 前項の耐震診断は、事業を適切に実施できると市長が認めた耐震診断士に委託することにより行う。

(平30告示92・全部改正、令8告示90・一部改正)

(耐震診断の申込み等)

第6条 耐震診断を受けようとする対象者は、能代市木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長へ提出しなければならない。この場合において、対象住宅に共有者又は借家人（以下「共有者等」という。）がいるときは、事業の実施についてあらかじめ共有者等の同意を得ておくものとする。

(1) 対象住宅の着工時期及び所有者が確認できる書類

(2) 能代市納税証明書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断の実施が適切と認めたときは能代市木造住宅耐震診断実施承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは能代市木造住宅耐震診断実施不承認通知書（様式第3号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(平30告示92・全部改正、令8告示90・一部改正)

(耐震診断士の派遣の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定により耐震診断の実施の決定を受けたもの（以下「実施決定者」という。）の対象住宅について、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。

(平30告示92・全部改正)

(費用の負担)

第8条 実施決定者は、1件につき10,000円を負担しなければならない。

2 実施決定者は、市長が指定する日までに、市が耐震診断の業務を委託した者に、前項の規定により負担する費用を支払うものとする。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 全 部 改 正)

(耐震診断の申込みの取下げ)

第 9 条 実施決定者は、耐震診断の申込みを取り下げようとする場合は、速やかに能代市木造住宅耐震診断申込取下届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(令 8 告 示 9 0 ・ 追 加)

(耐震診断士の派遣の取消し)

第 1 0 条 市長は、実施決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の実施を取り消すこととし、能代市木造住宅耐震診断取消通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により実施の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第 8 条第 2 項に規定する費用について、市長が指定する日までに支払いがされなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 全 部 改 正、令 8 告 示 9 0 ・ 一 部 改 正 ・ 旧 第 9 条 繰 下)

(費用の請求)

第 1 1 条 市長は、第 9 条の規定による取下げがあった場合又は前条の規定による取消しを行った場合において、既に耐震診断士を派遣しているときは、その派遣に係る費用(第 8 条の規定により実施決定者が既に負担した額を除く。)を実施決定者に請求することができる。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(令 8 告 示 9 0 ・ 追 加)

(結果通知)

第 1 2 条 市長は、実施決定者に、能代市木造住宅耐震診断結果報告書(様式第 6 号)により当該耐震診断の結果を通知するものとする。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 全 部 改 正、令 8 告 示 9 0 ・ 一 部 改 正 ・ 旧 第 1 0 条 繰 下)

(その他)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 3 0 告 示 9 2 ・ 一 部 改 正、令 8 告 示 9 0 ・ 旧 第 1 1 条 繰 下)

附 則

この告示は、平成 2 1 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 5 月 1 5 日告示第 9 2 号)

この告示は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 2 月 2 8 日告示第 1 6 5 号)

この告示は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（令和８年５月１１日告示第９０号）

（施行期日）

１ この告示は、令和８年５月１１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正後の能代市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に耐震診断の申込みをする者について適用し、同日前に耐震診断の申込みをした者については、なお従前の例による。